

第28回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和2年9月30日（水）
午前9時23分から11時13分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・1名（山本 博己委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 非農地判断について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・日高・崎田・碓井
- 7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:23	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第28回日南市農業委員会総会を開会致します。9番山本博己委員より欠席届が提出されております。只今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に16番谷元英昭委員、18番山元陸愛委員の両名を指名します。次に、本日の日程について事務局長より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明致します。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、そ

局 長	の後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
議 長	お諮り致します。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることに致します。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 6 号について一括上程し、議題と致します。ここで、提案理由を事務局長より説明させます。
局 長	提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願いします。 総会資料 1 ページ、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請につきまして、受付番号 3 番について、譲渡人の氏名欄の「相続人代表者」を削除していただき、受付番号 2 番の貸人の氏名欄に「相続人代表者」を付け加えて頂くようお願い致します。 総会資料 4 ページ、議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請につきまして、受付番号 10 番につきましては、申請者本人からの取り下げの申し出がありましたので、削除をお願い致します。 それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明を致します。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会あて申請がありました 7 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、所有権移転が 5 件で、受付番号 1 番、3 番、4 番は経営規模拡大のため、受付番号 6 番、7 番は交換のためとなっております。使用貸借権が 2 件で、受付番号 2 番は経営規模拡大のため、受付番号 5 番は耕作に便利のためとなっております。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 1 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、受付番号 1 番は植林のためとなっております。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 10 件について意見書を付さなければなりません

	局 長	ので、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、所有権移転が 8 件で、受付番号 1 番は土場資材車庫用地のため、受付番号 2 番、3 番は植林のため、受付番号 4 番、5 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 6 番は共同住宅用地のため、受付番号 7 番は太陽光発電施設用地のため、受付番号 11 番はその他となっております。賃借権設定が 2 件で、受付番号 8 番、9 番は、資材置場の一時転用のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、20 件について、審議して頂きますよう提案致します。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 10 件で、賃借権設定が 8 件、使用貸借権が 2 件となっております。更新の利用権設定が 4 件で、賃借権設定が 1 件、使用貸借権設定が 3 件となっております。所有権移転は 6 件となっております。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 1 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案致します。受付番号 1 番は、願出人が競売で購入した時にはすでに宅地化されており、農地以外の土地となっているため、非農地として証明するものであります。 次に、議案第 6 号、非農地判断について、利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査により、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、非農地として農業委員会が判断する必要があることから、66 件について審議していただきますよう提案致します。整理番号 149 番から 214 番はすべて、「非農地判断の基準について」の 4 番に示してある条件に該当する農地であります。 以上、説明致しましたが、よろしくご審議くださいますようお願い致します。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願い致します。地区別審査会場を事務局長より説明させます。

10:13	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願い致します。
	議 長	只今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。 地区別審査会は 10 時 10 分をめでに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開致します。議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 7 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山元(陸)	はい、18 番山元です。受付番号 1 番について、山本委員の案件ですが、私が代わりに説明します。26 日に譲受人、譲渡人に確認致しました。申請地は、県総合庁舎の東側の以前眼科があった所の裏の一画で、周囲は住宅地です。譲受人は大窪でみかん栽培をされている認定農業者で、譲渡人も売買を望まれたという事です。特に問題無く、許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番、3 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、17 番杉本です。まず、受付番号 2 番について説明します。9 月 27 日に譲受人、譲渡人立会いの下、現地確認と聞き取り調査致しました。申請地は、下塚田公民館より隈谷方面へ約 300m 行くと、下毛吉田地区と下塚田地区の峠がありますが、それを北へ約 300m 上った所の農道の両サイドにあります。貸人、借人は親子関係です。父親が 2 年前に亡くなり、現在も、母と息子らでみかん、金柑などを栽培、収穫されていました。自宅も近所で農機具等も揃っており、許可は妥当と判断致しました。 続いて、受付番号 3 番について説明します。26 日譲受人立会いの下、現地確認調査致しました。申請地は、西寺研修センターより酒谷方面へ約 400m 進み、東へ約 100m 進んだ所にあります。譲受人、譲渡人はいここです。最近譲渡人の父親と夫が亡くなり、管理が出

杉 本	来なくなった為、譲受人に相談したところ今回の申請になったとの事でした。譲受人は果樹を大規模に管理されており、後継者もおられます。みかんの苗や野菜等を作り、荒地にならないように管理したいとの事でした。特に問題無く、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、5 番田中です。受付番号 4 番について説明します。29 日に譲受人、譲渡人に電話で確認を取り、現地確認致しました。申請地は、日南から南郷町地域振興センターに向かって行きますと両側に田んぼが広がっておりますが、右の農道に入って 2 番目の左側の田んぼです。現在は飼料作物が栽培されております。譲渡人は病気の為耕作できなくなり、今回の申請となったようです。特に問題無いと思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 5 番について説明します。27 日に貸人、借人に確認を取り、28 日に現地確認致しました。申請地は、南郷駅から栄松方面へ行くと右手にあるホームセンターから、約 500m 行った右手に広がる田園地帯の一面です。貸人は県外在住で、これまで耕作されていた方が高齢で耕作を辞めるとの事で、隣接する農地を耕作している譲受人が耕作する事になったようです。規模拡大、休耕田防止の為妥当な案件だと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番、7 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 6 番、7 番について、交換ですので同時に説明します。9 月 29 日に譲受人、譲渡人に電話で確認を取り現地調査致しました。受付番号 6 番の場所は、榎原下講地区に譲受人の林業会社がありますが、その隣地です。受付番号 7 番の場所は、下講地区研修所から北に 2 km 行った所です。受付番号 6 番の譲受人の申請地に林業会社のこの屑

10:22	倉 元	が舞い、農地に迷惑がかかる事から、交換となったようです。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
		次に、議案第 2 号農地法第 4 条の許可申請について 1 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	はい、16 番谷元です。受付番号 1 番について説明します。25 日現地確認致しました。申請地は、日南高岡線、北郷の高速道路の入口の手前に以前コンビニエンスストアがありましたが、その手前の左側の農地です。一部は県道に隣接しており、周囲は側溝、住宅に囲まれ周りに農地はありません。地目は田・畑となっておりますが、現況は雑種地です。以前高速道路建設時に、事務所が設置されておりました。その為、今後農地として利活用するのは難しいと考えております。今回の申請は山林への転用となっておりますが、クヌギを植え付ける計画となっているようです。以前から経緯を見てきており若干の危惧がある為、事務局にも現地に来てもらいました。高速道路周辺環境なども考慮しての特例的なものもあるようです。それもふまえて許可は妥当であると判断しましたので、ご審議お願い致します。また、事務局から補足等あればよろしくお願いします。以上です。
	議 長	事務局から何かありますか。
	次 長	はい、議長。
	議 長	どうぞ。
	次 長	只今の谷元委員のご説明に補足しますと、県に相談したところ二種農地と判断できるだろうとの事です。農業委員会の意見としては、

10 : 27	次 長	先ほど危惧された部分もありますが、許可は妥当であると考えております。以上です。
	議 長	只今、担当委員からの報告、事務局からも説明がありましたが、他に質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請について 10 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。受付番号 1 番について説明します。27 日譲受人立会いの下、現地調査致しました。申請地は、吉野方の西ノ村集落と畦ノ丸集落のちょうど中間で、県道沿いにあります。現況は雑種地となっており、周辺は北側が民家、西側が譲受人の土地となっておりまして、周辺の農地への悪影響はありません。譲受人は三代に渡り素材業を営んでおられ、申請地より 100m 先に自宅があります。今後土場・資材置場として利用していきたいとの事です。譲渡人にも電話にて確認し、間違いのないとの事でした。許可妥当と判断しましたのでご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 2 番について説明します。28 日に譲受人立会いの下、現地調査致しました。申請地は、酒谷 4 区向田公民館より南に約 100m 入った山林です。譲渡人が譲受人へ譲渡するにあたり、無断転用が発覚し今回の申請となりました。今後は山林として管理していくとの事です。始末書も添付されております。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。

	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 3 番について説明します。9 月 25 日に電話連絡しました。譲渡人は県外在住との事です。譲受人とは 26 日に現地確認しました。申請地は、酒谷の坂元棚田にある展望台から東に 800m 入った谷川沿いに点在しております。展望台までは車で行けますが、その後は獣道を歩いて行きました。譲渡人は昭和 49 年までここで耕作していましたが、周囲が山林化されるようになると鳥獣被害が増えて生産性が低くなり、仕方なく杉を植林したとの事です。譲受人は林業を営んでおり、譲渡人から山林として購入しようと登記を確認したところ、農地であると判明した為、今回の申請となったようです。今後は山林として適正に管理育成していくとの事でした。周囲に悪影響を及ぼす農地はありません。始末書も添付されておりますので、問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番、5 番について、担当委員より報告願います。
	山元(陸)	はい、18 番山元です。まず、受付番号 4 番について説明します。26 日に譲渡人に電話で確認を取り、27 日に譲受人と現地調査致しました。申請地は、吾田中学校グラウンド西側の住宅地の右側で、J R 日南線の線路脇です。吾田交番の前に建設会社がありますが、そこから斜めに入った市道の一画です。譲受人は現在家族三人で借家住まいをしておりますが、安定した住生活を送る為に住宅を建築したく、本申請となったようです。周囲に農地は無く、雨水は道路側溝に流し、生活排水・汚水は下水道に排出します。この辺りは住宅地として整備されておりますので、何も問題なく許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 5 番について説明します。26 日譲渡人に確認をし、譲受人と現地調査致しました。申請地は、油津・園田に 10 階建ての市営住宅がありますが、その隣です。地目は畑ですが、現況は雑草が繁茂し、耕作放棄地という状態です。周囲に農地はありません。雨水は道路側溝に流し、生活排水は下水道で処理するとの事です。何ら問題無く、許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。

田 端	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の田端です。受付番号 6 番について説明します。26 日に譲受人に連絡し、譲渡人立会いの下、現地確認しました。場所は、日南駅から県道を南に行きますと、日後谷地区に建設会社の資材置場兼事務所がありますが、その裏側になります。譲受人は、共同住宅を建築するとの事です。隣接地との境界にはブロック塀及びフェンスを設置し、周囲に被害の及ばないようにします。雨水はため枡を設置して道路脇側溝に流し、生活排水は合併浄化槽にて処理する計画となっています。申請地は草が繁茂し、毎年農地パトロールで調査していた所で、そのうちの約 3 分の 1 ですが、これで解消されると思います。何も問題無いと思いますので、ご審議お願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番、8 番、9 番について、担当委員より報告願います。
山元(敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。まず、受付番号 7 番について説明します。9 月 28 日に譲受人立会いの下、現地調査致しました。申請地は、吾田東小学校から直線で約 100m 南に入った住宅地に隣接する休耕田です。譲受人は、太陽光発電施設の設置業者で、申請地に太陽光発電施設を設置するとの事です。新たな汚水の発生はなく、土地造成は整地、転圧後に砂利を敷き、雨水等の排水は自然浸透の他、南側の水路に流すとの事です。盛土等による造成は無い為、隣接地への土砂流出はありませんが、土地境界には現状の畝状の段差を残して造成し、隣接地への雨水や土砂の流出を防ぎます。被害防止に十分対処し、被害が生じた場合は責任を持って対処するとの事です。特に問題無いと思います。 続きまして、受付番号 8 番、9 番について、借人が同じですので同時に説明します。9 月 25 日に借人立会いの下、現地調査致しました。申請地は星倉で、国道 222 号線と産業道路が合流する手前にあります。借人は今回市の下水道工事を請負い、その資材置場として申請地を借り受けて一時転用したいとの事です。使用期間が令和 3 年 2 月下旬までですので、簡単に現状復帰できるようにシートを敷いて対応するとの事です。特に問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。

10 : 41	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 11 番について説明します。25 日に代理人立会いの下、現地調査致しました。譲受人は宮崎で洗車機の製造、販売、設置、コインランドリー設備、販売、設置並びにリース、経営をしている会社です。申請地は、南郷駅から国道 448 号線を栄松漁協に向かって約 2 km 行った、以前はホテルがあった所の裏の畑です。ホテルは会社の社員の研修所、福利厚生施設に利用し、裏の土地は子供達の遊び場の施設を作るとの事でした。譲渡人は以前野菜等を作っておられましたが、高齢の為手離すとの事です。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。 私から、向高委員に質問です。受付番号 3 番の譲渡人の住所が、議案では酒谷甲となっていますが、先ほどの説明では県外にいるとの事でした。どういうことですか。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。調査の結果、受付番号 3 番の譲渡人の方は、住所を変更せずに現在広島におられるとの事でした。
	議 長	わかりました。では、今の説明をふまえて、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 20 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について担当委員より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。受付番号 1 番、2 番について借人が同じで場所も近くですので同時に説明します。27 日に借人立会いの下、現地確認致しました。場所は、吉野方の畦ノ丸集落内です。借人は施設花卉を大規模にされている農地所有適格法人です。以前から申請地を借りて耕作されておりましたが、利用権の設定がされていないという事が分かり、今回の申請となったようです。許可妥当と判断しましたので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。

杉 岡	はい、10 番杉岡です。受付番号 3 番について説明します。24 日に借人と貸人に電話で確認を取りました。申請地は、内之田駅から北に 400m 行った所にある花屋の左手の道路を約 30m 行った左のハウスです。貸人は離農されており、借人はスイートピー、雨よけピーマンを栽培されている農地所有適格法人です。何も問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 4 番について説明します。27 日に貸人と借人に連絡を取り、28 日に現地確認を行いました。申請地は、南郷駅から栄松方面へ向かう途中の右手に広がる田園地帯の一画です。借人は繁殖牛を経営されている畜産農家で、利用権設定後は W C S を栽培するとの事でした。貸人は高齢の為規模縮小との事で、間違い無いとの事でした。妥当な案件と判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、私より報告致します。 9 月 26 日に南郷地区農地利用最適化推進委員の平部委員と、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上委員の立会いの下、現地調査致しました。申請地は、大窪の茶園公民館から南へ約 500m 入った所です。周辺はみかん畑が連なっておりまして、申請地もきれいに管理されておりまして。この地区は地籍調査がされておらず、地番境界が明確でないと思いますが、全体面積としては申請面積よりも大きいのではないかと思います。この事もふまえて、今回の利用権設定の審議をお願いしたいと思います。
議 長	続きまして、受付番号 6 番、7 番、8 番、9 番についてですが、田中委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願い致します。 それでは、受付番号 6 番、7 番、8 番、9 番について、担当委員より報告願います。
加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 6 番、7 番、8 番、9 番について借人が同じですので同時に説明します。

加 藤	25 日に現地調査致しました。受付番号 6 番、7 番の場所は隣接しており、潟上小学校の前にあるハウスのちょうど裏手の田んぼです。6 番の貸人は高齢の為に規模縮小するとの事で、7 番の貸人は繁殖牛を経営しておりますが、田んぼは作っておりません。受付番号 8 番の場所は、潟上小学校から約 1 km 上った道路左側の田んぼで、貸人は農業はされております。受付番号 9 番の場所は、潟上小学校から約 200m 行って左に行くと波平瀬橋がありますが、渡って少し下った所の田んぼで、貸人は農業はされております。特に問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	只今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号 6 番、7 番、8 番、9 番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定、受付番号 6 番、7 番、8 番、9 番は原案どおり計画に同意することに決定しました。 ここで、田中委員の退席を解きます。
議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 10 番について説明します。9 月 28 日に貸人と借人に連絡して現地調査致しました。場所は、榎原の札之尾地区集落センターから約 500m 行った所です。借人は果樹園を営まれており、貸人は借人の義理の父親です。特に問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。
議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 11 番について説明します。29 日に現地確認しました。申請地は、日南市星倉の馬越交差点を北に約 100 m 進み、右折して 100m 進んだ所にある農地です。利用権の更新で、借人がきちんと管理しており、何も問題無いと思います。以上です。

10:53	議 長	続きまして、受付番号 12 番、13 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 12 番、13 番について、借人が同じですので同時に説明します。26 日に借人立会いの下、現地調査致しました。申請地は、西寺研修センターより西側の山手の坂道を約 1.5 km 行った所の道路の左下の、果樹園と金柑ハウスが広がっている所です。貸人と借人は親子関係です。利用権設定の更新ですので、何も問題無いと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 14 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 14 番について説明します。9 月 27 日に貸人、借人に連絡し、現地調査致しました。申請地は、榎原にある食堂から北に 2 km 行った所です。借人は果樹園を営まれており、貸人とは親子です。更新で何も問題無いと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今、各担当委員から利用権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号、6 番から 9 番を除く農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、6 番から 9 番を除く、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	三 賢	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 15 番について、担当委員より報告願います。 はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 15 番について説明します。貸人、借人に確認し、28 日に現地確認しました。場所は、飢肥今町から北へ約 3 km 行った荒平地区の市道の東側に譲受人のみかんハウスがあり、その東側の斜面です。元々は杉山で、ハウスが陰になったり落ち葉の被害等があった為、買い取って農振農用地に編入され、登記申請が済んだ後にみかんを植え

三 賢	たいとの事でした。何ら問題無いと思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 16 番、17 番について、担当委員より報告願います。
杉 岡	はい、10 番杉岡です。受付番号 16 番、17 番について説明します。24 日に譲受人、譲渡人に電話で確認致しました。申請地は、内之田のハウス団地内の一画です。施設花卉、水稻を作付けされております。双方に所有権の移転時期、引き渡し時期が来たので当事者間での交換となりました。交換の為の費用は発生しないとの事です。問題無いと判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 18 番、19 番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 18 番、19 番について、譲受人が同じで申請地も隣接しておりますので同時に説明します。27 日に両方の譲渡人に連絡を取って確認を行い、譲受人と現地確認致しました。申請地は、国道 220 号線を南郷のコンビニエンスストアから串間方面へ向かい、右手にある桜木橋を渡り、左に約 1 km 行ったみかん畑の一画にあります。譲受人は、みかん、水稻を経営されている認定農業者です。なお、受付番号 19 番の対価が無償となっていますが、亡くなられた父同士が以前農地の交換をしていたとの事です。妥当と判断しましたので、ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 20 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 20 について説明します。27 日に譲受人、譲渡人に連絡を取り現地調査致しました。申請地は、榎原の食堂から北に約 2 km 入った所です。譲受人と譲渡人は親子で、親子間での生前贈与です。譲受人は果樹園を営まれており、問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	只今、担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、

10 : 58	議 長	質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は原案どおり計画に同意することに決定しました。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
11 : 01	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 1 番について説明します。28 日に願出人立会いの下、現地確認調査致しました。申請地は、萩之嶺東下中にある土木会社の西隣の土地です。平成 13 年に申請地を競売にて取得された時には宅地化されていたとの事でした。所有権移転登記をした際、登記地目変更はしてあるものと思い、地目変更手続きはしませんでした。今回申請地を売却する事になりましたが、登記地目が農地の為、買い手への名義変更が出来ないとの事でした。登記地目変更手続きについて法務局へ問い合わせたところ、転用許可に該当しないので、農業委員会の非農地証明を申請時に添付すれば登記地目変更は可能との回答だったので、今回の申請となったとの事です。申請地は盛土の上に家と倉庫が建てられセメントも塗っており、宅地化されておりますので非農地証明は妥当と判断致しました。以上です。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
11 : 01	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。 次に、議案第 6 号、非農地判断について、66 件の審議をお願いします。それでは、整理番号 149 番から 214 番について、担当委員より報告願います。

	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。整理番号 149 番から 214 番について説明します。農地調査員の境さんと現地調査致しました。149 番から 166 番の場所は榎原中講地区で、製茶会社の加工場の周辺です。167 番から 184 番に場所は榎原上講地区で、榎原神社の周辺です。185 番から 214 番の場所は下講地区にある林業会社の周辺です。全体的に、雑木、竹、カズラなど大変荒れて、10 年以上耕作放棄されており、今後農地としての復元は難しいと思われます。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
11 : 03	議 長	では、議案第 6 号、非農地判断について、承認することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 6 号は原案どおり承認することに決定しました。
		議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
		《報告事項》
11 : 13		終 了

第28回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷口 久 光 

署名委員 谷口 英 昭 

山 元 陸 愛 